

# 必要書類チェックリスト

平成19年4月より中小企業者や金融機関の皆さまの負担の軽減と利便性の向上を図るため保証業務関係書式を全国統一書式に改訂しております。

信用保証委託申込書・委託契約書・依頼書等の保証申込関連書式はA4判のワンセット14枚綴り込みとなっております。

◎以下の必要書類チェックリストをご覧ください、必要添付書類をご確認ください。

	書類名	留意事項	チェック欄																
通常申込時に必要な基本資料	信用保証依頼書	保証申込の都度、毎回必要となります。金融機関にて作成いたします。																	
	信用保証委託申込書	保証申込の都度、毎回必要となります。																	
	申込人（企業）概要	原則、直近決算における第1回目の申込時にはご提出いただきます。																	
	信用保証委託契約書	保証申込の都度、毎回必要となります。 日付欄には記入日を記載頂き、印鑑登録されている実印を押印願います。																	
	個人情報の取扱いに関する同意書	保証申込の都度、毎回必要となります。 保証申込の関係者（本人、連帯保証人、担保提供者等）から個別に提出願います。																	
	確定申告書（写）（決算書）	最近3期分（税務署受付印（電子申告の場合は受信通知を印刷したものを添付）、勘定科目内訳明細のあるもの）が必要となります。ただし、前回までの利用時に提出済の場合や業歴が満たない場合には不要です。また、必要に応じ原本やそれ以前の申告書を確認させていただく場合もあります。	①																
	残高試算表	決算期から6ヶ月以上経過している場合、必要となります。	②																
	商業登記簿謄本、定款（写）	原則として、保証申込の都度必要となります。	③																
	印鑑証明書	原則として、保証申込の都度必要となります。 申込人（法人・個人）および連帯保証人について、最近3ヶ月以内のもの各1通必要となります。	④																
	「保証協会団信」加入意思確認書	保証申込の都度、毎回必要となります。 「保証協会団信」の加入意思確認のため必要となります。ただし、「保証協会団信」の資格要件を満たさない等、ご利用いただけない方は不要です。																	
その他必要に応じて提出していただく資料	納税証明書または納付書	法人の場合は、法人税または事業税の証明書（コピーは不可） 個人の場合は、所得税または事業税の証明書が必要となります。ただし、どちらの証明書も添付出来ない場合には、住民税の証明書が必要となります。（この場合は、原則として事業による所得割のあるもの）（コピーは不可） なお、同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。	⑤																
	許認可証（写）等	事業に必要な許認可証等（主たる事業の本店の1店舗）の写しを添付願います。 ただし、資金使途が特定の事業に係るものである場合には、当該事業に係る許認可証等の写しを添付願います。 なお、提出済で、その許認可証等有効期間内である場合には添付不要です。																	
	従業員数確認資料	保証申込時に当該資本金を超えており、従業員数が次表に該当する場合は、従業員数の確認書類が必要となります。																	
	従業員数が右記の場合、確認資料は原則として次の(1)(2)いずれかが必要となります。 (1)労働保険概算・増加概算確定保険料申告書（写） (2)日本年金機構等公的機関による証明書 ただし、この書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類（写）を提出願います。 (ア)法人の事業概況説明書 (イ)健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表 (ウ)給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 (エ)賃金台帳	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等</td> <td>3億円超</td> <td>270人超</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円超</td> <td>90人超</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円超</td> <td>45人超</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円超</td> <td>90人超</td> </tr> <tr> <td>政令特例業種</td> <td colspan="2">該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金	従業員数	製造業等	3億円超	270人超	卸売業	1億円超	90人超	小売業	5,000万円超	45人超	サービス業	5,000万円超	90人超	政令特例業種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの
業種	資本金	従業員数																	
製造業等	3億円超	270人超																	
卸売業	1億円超	90人超																	
小売業	5,000万円超	45人超																	
サービス業	5,000万円超	90人超																	
政令特例業種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの																		
住民票または在留カード（写）もしくは特別永住者証明書（写）	代表者または連帯保証人が外国人である場合に在留資格および在留期間（満了日）等の確認のため必要となります。																		
設備資金	見積書（写）	建物の建築、機械等の設備の場合に必要となります。																	
	建築確認申請書（写）																		
	契約書等（写）	原則として、申込人が建築申請人であることが必要です。																	
担保を提供いただく場合	不動産登記簿謄本																		
	公図（地積・測量図）	新規担保提供時に最新のものを提出願います。																	
	建物図面・各階平面図	なお、前回保証と同一根拠当権設定登記条件の場合は不要です。																	
	住宅地図（所在地略図）																		
	土地賃貸借契約書（借地契約書）																		
	承諾書	借地の場合に必要となります。																	
	地代領収書																		
先行する租税債権がないかどうかの確認資料	新規担保提供時に所得税・消費税の納税証明書その3を提出願います。																		

※ 必要添付書類については、チェック欄に○をして、チェックしてください。

※ 当協会では、お客さまの負担等を考慮し、上記ご提出いただく書類のうち一部を軽減させていただいておりますので、営業窓口までご相談ください。

※ この申込について団体信用生命保険を希望される方には、別に信用保証協会専用の「申込書兼告知書」が必要となります。（詳細はパンフレット等をご参照ください）

※ なお、以上のほか制度保証毎に必要な資料やその他追加資料を提出していただくことがあります。

# 必要添付書類の補足説明

当協会では、平成23年2月より新審査支援システムを導入し、与信関連情報（保証申込書類や保証審査関連の定量・定性情報）の電子化を進めております。これにより、企業カルテの充実や審査の効率化・平準化に努めています。

お客様や金融機関の皆さまからご提供いただいた保証申込等の情報は、信用保証協会が適正な保証業務を行う上で非常に貴重な情報となっておりますので、正確に漏れないようご記入くださいますようお願い申し上げます。

## ①確定申告書(写) (決算書)

直近3期分(税務署受付印・勘定科目内訳明細・別表・償却明細等)をご提出ください。

なお電子申告の場合、受信通知または税理士が作成した電子申告完了報告書、電子申告証明書等を添付してください。ただし、既にご提出いただいている場合は必要ありません。

※粉飾が判明した場合等、必要に応じ原本やそれ以前の申告書を確認させていただく場合もあります。

**確定申告書提出時、必ず「CRD算出用定性情報記入票」に、お客様の定性情報をご記入の上添付して提出してください。(事前ご相談の時点でご提出ください。)お客様の保証料率算出のもとになる情報ですので、正確にご記入ください。(「CRD算出用定性情報記入票」は、協会窓口で配布するほか、協会ホームページ「金融機関専用ページ」からダウンロードしてください。)**

## ②残高試算表

決算期から6ヶ月以上経過している場合、必要となります。

なお、残高試算表を作成していない場合は、協会所定の「参考資料」をご提出ください。

※短期資金の申込の場合、必要に応じて「資金繰表」のご提出をお願いすることがあります。

## ③商業登記簿謄本、定款(写)

新規にお申込をされる場合及び前回提出後登記事項に変更がある場合にご提出ください。

なお、会社法施行後(平成18年5月1日以降)はじめてのお申込の場合は、登記事項に変更がなくても、商業登記簿謄本、定款(写)をご提出ください。

## ④印鑑証明書

印鑑証明書は、保証申込の都度、申込人及び連帯保証人について、信用保証委託契約書の日付以前の「印鑑証明書(但し、有効期限3ヶ月以内)」(写)をご提出ください。

なお、信用保証委託契約書の日付より後の「印鑑証明書」の場合、「印鑑証明書」と同日以降の日付の信用保証委託契約書と差替えていただくこととなります。また、保証条件変更申込時は、委託者の追加や連帯保証人の変更の場合以外は「印鑑証明書」をご提出いただく必要はありません。

## ⑤納税証明書または納付書

納税証明書または納付書を納付期間ごとにご提出いただく必要はありません。

税金の滞納がある場合(申込書の納税状況で滞納ありと申告された場合)や信用調査を行う上での必要性が認められる場合などにご提出をお願いすることがあります。

なお、制度要綱等に定めがある場合は、所定の納税証明書等を申込の都度ご提出ください。

## ⑥その他添付資料

お客様の業種または資金用途等により次の書類が必要となります。

業種・資金用途に応じ必要になる場合	書 類 名
①土木・建設業・測量業・設計業を営んでおられる場合	受注工事明細書
②食事の提供を主目的としない飲食業(ビアホール、大衆酒場、喫茶店等)を営んでおられる場合	宣誓書(風俗営業でない旨)
	設備の明細書・契約書(写)
③設備資金でお申し込みされる場合	見積書(写)、カタログ、建築確認書(写)
	設備計画書(内容・資金効果・資金調達・返済計画書等)
	店舗賃貸借契約書(写)
④土地売買業を営んでおられる方が土地取得資金でお申込される場合	宣誓書(投機目的ではない旨)